

令和3年度介護報酬改定変更点について (総合事業分)

1. 地域区分

	新(5級地)	旧(6級地)
訪問介護	<u>10. 70</u>	10. 42
通所介護	<u>10. 45</u>	10. 27
介護予防ケアマネジメント	<u>10. 70</u>	10. 42

2-1. 訪問介護相当サービス

基本単価(1回につき)	新	旧
訪問介護相当サービス(I)	<u>167単位</u>	166単位
訪問介護相当サービス(II)	<u>250単位</u>	249単位
訪問介護相当サービス(III)	<u>396単位</u>	395単位

2-2. サービス提供責任者減算

単価	新	旧
サービス提供責任者減算	廃止	基本単価×70%

※サービス提供責任者が介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合、基本単価×70%の減算であったが、介護職員初任者研修課程がサービス提供責任者の経過措置が終了したため、廃止。

2-3. 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算

	新	旧
計算方法	<u>総単価 × 137 / 1000</u>	基本単価 × 137 / 1000

【訪問介護相当サービス(I)を1回、初回加算を算定した場合の処遇改善加算(I)の算定方法】

旧: $167 \text{ 単位} \times 137 / 1000 = \mathbf{22 \text{ 単位}}$ (初回加算は計算に含めない)

新: $(167 \text{ 単位} + 200 \text{ 単位}) \times 137 / 1000 = \mathbf{50 \text{ 単位}}$ (初回加算も計算に含める)

3. 訪問型緩和サービス

基本単価(1回につき)	新	旧
訪問型緩和サービス(Ⅰ)	<u>183単位</u>	146単位
訪問型緩和サービス(Ⅱ)	<u>225単位</u>	180単位

※サービス提供責任者減算は訪問介護相当サービスと同様に廃止。

4-1. 通所介護相当サービス

基本単価(1月につき)	新	旧
通所介護相当サービス(I)	<u>1,672単位</u>	1,655単位
通所介護相当サービス(II)	<u>3,428単位</u>	3,393単位

4-2. 生活機能向上連携加算

基本単価(1月につき)	新	旧
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	<u>100単位</u>	—
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	<u>200単位</u>	200単位

※1 運動器機能向上加算を算定している場合においては、(Ⅰ)は算定せず、(Ⅱ)は1月につき100単位を加算する。

※2 (Ⅱ)はこれまでと同じ基準。(Ⅰ)は理学療法士等が訪問せずに、ICTの活用等により、利用者の状態を適切に把握し助言した場合に算定。

4-3. 栄養改善加算

基本単価(1月につき)	新	旧
栄養改善加算	<u>200単位</u>	150単位

※ 栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ、居宅を訪問することを新たに求める。

4-4. 口腔・栄養スクリーニング加算

基本単価(1月につき)	新	旧
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	<u>20単位</u>	—
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	<u>5単位</u>	—

※1 (Ⅰ) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を利用者を担当している介護支援専門員に提供している場合に算定。(栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算との併用不可)

※2 (Ⅱ) 栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、利用者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかについて確認を行い、その情報を利用者を担当している介護支援専門員に提供している場合に算定。

4-5. 口腔機能向上加算

基本単価(1月につき)	新	旧
口腔機能向上加算(Ⅰ)	<u>150単位</u>	150単位
口腔機能向上加算(Ⅱ)	<u>160単位</u>	—

※ (Ⅱ)は(Ⅰ)の取組に加えて、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省等に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定。

4-6. 栄養アセスメント加算(新設)

基本単価(1月につき)	新	旧
栄養アセスメント加算	<u>50単位</u>	—

【算定要件】

- ① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置している。
- ② 利用者ごとに、管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。
- ③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用している。

※口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)・栄養改善加算との併用不可

4-7. 科学的介護推進体制加算(新設)

基本単価(1月につき)	新	旧
科学的介護推進体制加算	<u>40単位</u>	—

【算定要件】

- ① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している。
- ② 必要に応じて通所介護相当サービス計画を見直すなど、通所介護相当サービスの提供に当たって、①の情報その他通所介護サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。

5. 通所型緩和サービス

基本単価(1回につき)	新	旧
通所型緩和サービス(I)	<u>142単位</u>	116単位
通所型緩和サービス(II)	<u>236単位</u>	193単位

※ 他市町を参考に単価を設定

6. 通所型短期集中サービス

基本単価(1回につき)	新	旧
通所型緩和サービス	<u>371単位</u>	382単位

※ 他市町を参考に単価を設定

7-1. 介護予防ケアマネジメント費

基本単価(1月につき)	新	旧
介護予防ケアマネジメント(Ⅰ)	<u>438単位</u>	431単位
介護予防ケアマネジメント(Ⅱ)	<u>438単位</u>	431単位

7-2. 委託連携加算

基本単価(1月につき)	新	旧
委託連携加算	<u>300単位</u>	—

※ 居宅介護支援事業所に委託をする際、ケアプランの作成に協力した場合は、委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として加算する。

8. 新型コロナウイルスにかかる経過措置について(新設)

基本単価(1月につき)	新	旧
基本単価における加算	<u>1,001/1,000</u>	—

※ 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間、基本報酬に1,001/1,000(0.001)(四捨五入。ただし1単位未満切り上げ)に相当する単位数を算定する。

【例】

訪問介護相当サービス(I)(1回): 167単位 × 1,001/1,000 = 167.167... ≒ 168単位

通所介護相当サービス(I)(1月): 1,672単位 × 1,001/1,000 = 1673.672 ≒ 1,674単位

介護予防ケアマネジメント(I)(1月): 438単位 × 1,001/1,000 = 438.438 ≒ 439単位